

企画競争説明書

業務名称：ヨルダン国ウェルネスクラスター形成・振興の戦略
策定にかかる情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00777

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年3月16日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2022年3月16日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ヨルダン国ウェルネスクラスタ形成・振興の戦略策定にかかる情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年6月 ～ 2023年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【野村純子 Nomura. Junko2@jica. go. jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

中東・欧州部 中東第二課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作

成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
本件については、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2022年3月 25日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2022年3月31日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2022年4月8日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) 現地再委託経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 =162.570 円
 - b) US\$ 1 =155.262 円
 - c) EUR 1 =128.511 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
ヨルダン国内における宿泊については、実費精算としますが、見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となりま

す。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／クラスター戦略立案（2号）
 - b) 輸出促進／ブランディング戦略（3号）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2022年4月26日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する

法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、

又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが

らこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：国産品輸出・観光促進（マーケティング・ブランディング）戦略策定支援に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／クラスター戦略立案（2号）
- 輸出促進／ブランディング戦略（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／クラスター戦略立案）】

- a) 類似業務経験の分野：国産品輸出・観光促進（マーケティング・ブランディング）戦略策定支援に係る各種調査
- b) 対象国・地域又は類似地域：ヨルダン国及びその他中東を中心とする途上国地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者（輸出促進／ブランディング戦略）】

- a) 類似業務経験の分野：輸出促進及び国産品・観光に係るブランディング戦略策定及び各種調査
- b) 対象国・地域又は類似地域：ヨルダン国及びその他中東を中心とする途上国地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

<p>注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p>

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／クラスター戦略立案</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>輸出促進／ブランディング戦略</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ヨルダン国ウェルネスクラスタ形成・振興の戦略策定にかかる情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

（1）当該国における産業開発分野の現状・課題及び本調査の位置付け

ヨルダンには、不安定な中東情勢下でも比較的安定した国家運営を続けているが、国内経済は長らく低迷が続き、2020年以降はコロナ感染拡大の影響もあり、2021年第三四半期時点における失業率は23.2%（ヨルダン統計局¹）と高い状況である。2011年春のシリア危機以降、国境閉鎖や湾岸諸国の市場停滞等により輸出産業は落ち込み、モノ・サービスの総輸出額も2020年にはGDP比約24%（世界銀行²）と低水準のままとなっている。ヨルダン政府は、新たに発表した「政府経済優先プログラム2021-2023」において、国産品輸出や観光支援等を通じて経済低迷脱却を目指すことを示しており、成長可能性のある国内産業の競争力強化は喫緊の課題となっている。

係る状況下、2020年4月から2021年10月まで実施した「ヨルダン国貿易振興・投資促進にかかる情報収集・確認調査」（以下「基礎調査」と表記）において、今後成長が見込まれる産業として、製造業においては食品加工、（化学品産業に含まれる）美容・化粧品、製薬・医療用品の三分野、またサービス業においては医療・ウェルネスツーリズム及びICT分野の二分野が特定された。化学品産業はヨルダンの主要輸出産業の一つであり、主な分類として、肥料、無機化学品・有機化学品、死海ミネラル成分由来のスキンケア製品等（以下「死海美容・化粧品³」と表記）がある。

死海美容・化粧品は、国内の原料で製造できる国がヨルダンとイスラエルに限定されるため、独自性は極めて高い。基礎調査によると、世界の化粧品主要マーケットは順調に成長しており、中国、韓国、日本といった東アジアやシンガポールを中心に、アメリカ、ドイツ、英国等の欧州、中東ではアラブ首長国連邦（UAE）が輸入市場を牽引している。他方で、ヨルダンのスキンケア製品の輸出先は、約80%以上が中東諸国（サウジアラビア、イラク、アルジェリア等）となっており、世界の主要マーケットである欧州や日本を含むアジア市場への輸出は依然として少ない。特に、先行して世界的にブランドを浸透させているイスラエル製が欧米（全体の約70%）及び東アジア（約10%）を主要輸出先として、年間約390億円の輸出規模に

¹ [23.2% Unemployment Rate during the Third Quarter of 2021 – Department of Statistics \(dos.gov.jo\)](https://dos.gov.jo/)

² [Exports of goods and services \(% of GDP\) - Jordan | Data \(worldbank.org\)](https://data.worldbank.org/)

³ 具体的には、死海ミネラル・泥のフェイスパックや、化粧水、手足や顔、身体用の保湿クリーム、バスソルトやボディスクラブ、シャワージェルといったバス用品などが挙げられる。

達しているのに対し、ヨルダン製の輸出規模は約 20 億円程度にとどまっていることから、日本を含むアジア地域など非伝統な市場への輸出先及び輸出量の拡大、および中東市場への一層の輸出量拡大等に大きなポテンシャルがあると考えられる。

また、死海地域は世界で最も標高が低いことから気圧が高く酸素濃度が濃いため、リラクゼーションや健康・美容効果が高いとされ、古来より保養地として活用されてきた。また同地域では、死海美容・化粧品を活用したスパやウェルネスセンターなどのサービス業が発展してきていることから、近年世界的に市場が拡大しているウェルネスツーリズム（心身のリフレッシュや健康増進を目的とした旅行⁴）を求める国内外からの観光客の増加が見込まれる。また、デーツやザクロ、オリーブオイルなどの国産食品も、健康や美容効果が高いものについてはウェルネスツーリズムとの連携が期待できる可能性がある。よって、死海美容・化粧品とウェルネスツーリズムなど複数のウェルネス関連製品およびサービスを掛け合わせた「ウェルネスクラスタ」の戦略的なマーケティング・ブランディングを実施することで、ヨルダン国産品の輸出拡大と合わせて、ヨルダンのウェルネスツーリズム観光地としての認知度向上、それによる観光客数の増加や滞在期間・消費額の拡大等を通じた国内地域経済の活性化促進も期待できる。

しかし、ヨルダンのウェルネス製品の輸出拡大においては、ターゲット候補市場における各種情報（進出に必要なマーケット情報やロジスティクス、許認可の手続き等）の不足、ブランディングやマーケティング（特に EC やデジタルマーケティング）に関するケイパビリティの不足やターゲット候補市場への輸入代理／販売店等のパートナー探しのハードル等が主要な課題として挙げられている。また、グローバル市場におけるヨルダン製品の認知度が低く、業界全体としてのブランディングの欠如（品質や信頼性の担保を含む）も重要な課題となっている。

かかる背景のもと、産業貿易供給省（MoITS）に対するマーケティング・ブランディング専門家の派遣を通じて、死海美容・化粧品及びウェルネスツーリズム等のポテンシャルセクターの振興や貿易促進を図り、ヨルダンの貿易競争力強化と雇用創出に貢献する技術協力が我が国に要請された。本調査は、必要情報の収集・分析や、関係者との協議及び調整を通じ、ウェルネスクラスタ形成・振興の方針とマーケティング・ブランディング戦略の検討、および今後の協力の方向性の検討を行うものである。

（2）民間セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本調査の位置付け

我が国は、「対ヨルダン国別開発協力方針」（2017 年 7 月作成）において「安定の維持と産業基盤の育成」を大目標に掲げ、「ヨルダンが中東地域の穏健派として安定を維持し、自立的な経済発展のための産業基盤を形成できるよう支援する。」としている。また、対ヨルダン JICA 国別分析ペーパー（2015 年）においても、重点支援分野として「自立的・持続的な経済成長の後押し」を掲げている。

JICA は「ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性に関する改革のための開発政策借款」（2018 年 11 月 L/A 調印）において、輸出入手続きの簡素化等ビジネス環境及び貿易促進にかかる政策改革も含む支援を行った。また、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（2021 年 11 月 L/A 調印）では「輸出振興及びそれに伴う雇用促進」プログラムにおいて、MoITS が特定した優先産業を推進するための体制構築等の支援も行っており、本調査は上記開発政策借款の取り組みを補完する。

⁴ [Wellness Tourism - Global Wellness Institute](https://www.wellnessinstitute.com/)

加えて、実施中の技術協力「ペトラにおける観光開発マスタープラン策定プロジェクト」と観光促進の点における連携も想定され、相乗効果が期待される。

(3) 当該セクターにおける他の援助機関の対応

ドイツ国際協力公社（GIZ）や欧州復興開発銀行（EBRD）、国際連合西アジア経済社会委員会（UNESCWA）等による、死海美容・化粧品の高米および中国市場への輸出拡大に係る調査のほか、ヨルダン投資委員会（JIC）主催による日本・ヨルダンビジネスフォーラム（2016年）や、日・ヨルダン投資協定の締結（2020年8月）を踏まえ、日本貿易振興機構（JETRO）等によるヨルダン投資・ビジネスセミナー（2020年）等は過去に開催されたものの、直接的な技術協力プロジェクトはこれまでに実施されていない。

ウェルネスツーリズムについては、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）の支援によりウェルネスツーリズムに関する戦略ペーパーが2019年7月に発行された。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありその実施等は遅れていたものの、2022年中にも実施に向けた動き出しが見受けられるため、関係者内での協議及び連携が肝要である。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、死海美容・化粧品及びウェルネスツーリズムを中心としたウェルネスクラスターの形成・振興に向けて、必要な追加情報の収集・分析及び関係者との協議を実施し、ウェルネスクラスター形成・振興の方針検討とマーケティング・ブランディング戦略案の策定、ならびに今後の協力の方向性の提案を行うものである。

(1) 調査対象地域

ヨルダン・ハシエミット王国（Hashemite Kingdom of Jordan）

※主に首都アンマン及び死海周辺地域を想定しているが、必要に応じその他地域についても調査対象とする。

(2) 調査実施期間

2022年6月～2023年1月

(3) 調査対象機関

ヨルダン政府・関係機関

- ・ MoITS 産業開発局（Department of Industrial Development）
- ・ アンマン産業会議所（Amman Chamber of Industry / ACI）
- ・ ヨルダン産業会議所（Jordan Chamber of Industry / JCI）
- ・ ヨルダン標準計量機構（Jordan Standards and Metrology Organization / JSMO）
- ・ ヨルダン食品医薬品局（Jordanian Food and Drug Administration / JFDA）
- ・ 観光遺跡省（Ministry of Tourism and Antique / MoTA）
- ・ ヨルダン観光局（Jordan Tourism Board / JTB）

民間企業・関係団体

- ・ 死海製品製造者組合（Dead Sea Products Manufacturers Association / DSPMA）
- ・ ナチュラルボディーコンソーシアム（The Natural Body Consortium）※DSPMAからスピンアウトした新組織。原料供給メーカーの Al Numeira 社も所属。
- ・ 輸入代理／販売店候補企業

- ・ JETRO

他ドナー

- ・ GIZ
- ・ USAID
- ・ 世界銀行（World Bank）

このほか、上述の主要関係機関以外に関連する組織・団体は以下のとおり。

- ・ ヨルダン企業開発公社（Jordan Enterprise Development Cooperation / JEDCO）
- ・ ヨルダン輸出機構（Jordan Exports / JE）
- ・ ヨルダン自由開発特区グループ（Jordan Free and Development Zone Group / JFDZG）

第4条 調査実施の留意事項

（1）ヨルダン政府政策・戦略等の既存情報に係る収集・整理

MoITS による“Economic Priorities Program 2021-2023”や MoTA による“Jordan Tourism Strategy 2021-2025”をはじめとする国産品の輸出・貿易および観光業の振興に関連する政策・戦略、およびその推進体制に係る情報の収集・整理を行う。その際には、『ヨルダン国貿易振興・投資促進にかかる情報収集・確認調査』等 JICA 及び他機関が過去に実施した類似案件や調査の実績等も把握する。

（2）ウェルネスクラスタ形成・振興の方針検討

ヨルダン政府の政策や MoITS による“Economic Priorities Program 2021-2023”及び関連政策と整合する形で、ヨルダンの死海美容・化粧品を中心とするウェルネス製品およびウェルネスツーリズムを軸とするウェルネスクラスタの形成・振興方針を検討する。同方針検討にあたっては、世界のウェルネス製品・ツーリズムのトレンドや認証・規制等を押さえたうえで、ヨルダンにおける当該情報を収集・分析し、輸出先としてのターゲット市場・顧客層を複数絞り込む。なお、ヨルダンにおけるウェルネスクラスタには、死海美容・化粧品以外のヨルダン国産工業品を包摂することも検討し、相乗効果や経済波及効果および開発効果が高いなどポテンシャルがあるものを同クラスタに含める。この工程においてはバリューチェーン全体を意識した調査・提案となるよう留意する。

また、ウェルネスクラスタ形成・振興がいかに同国の産業振興の包摂性や持続可能性に資するののかという点にも留意しつつ分析をする。その際、日本による過去 30 年にわたる同国の観光分野への協力は、文化遺産を起点とした観光振興（エコミュージアム含む）やコミュニティの参画などの視点が重視されてきたなかで、今後「ウェルネスツーリズム」との連携を推進することによる相乗効果についても、十分に整理・検討を行う。

（3）ヨルダンの死海美容・化粧品業界に係る情報収集

上記（2）のなかで明らかにするヨルダンにおけるウェルネス業界は、死海美容・化粧品業界が中核として考えられるが、同業界は大企業数社を除いてはほとんどが中小企業で構成されており、その製品も高品質高価格なものから低価格低品質を含む多様なラインナップとなっている。そのため、業界の全体像の洗い出し、各企業の規模、拠点、輸出状況、品質や特徴、GMP（医薬品の製造管理及び品質管理の基準）取得有無などの詳細情報について収集・分析し、各種戦略策定の際に考慮に入れることが重

要である。

また、死海ミネラルを含む塩や泥などの原料サプライヤーは Al-Numeira 社が唯一無二の存在であるが、ヨルダン国内の製造企業のみならず、イスラエルや中国を含む海外に原料を販売している。完成品ではない原料の輸出は、海外製の安価な競合製品を増やすことにつながり、ヨルダンの死海製品セクターにとってリスクをもたらす要因として指摘されていることから、彼らの意向を探ることが望ましい。また、その他 MoITS などの省庁、規制機関、民間セクター等関連ステークホルダーと幅広く議論を重ねつつ、貴重な原料を輸出するにあたっての国内高付加価値化に資するインセンティブ構築の可能性についても検討の余地がある。

（４）マーケティング・ブランディング戦略案の検討

関連する先行事例の成功・失敗要因分析や、ヨルダン政府・関連組織の関連政策および他ドナーの活動状況等の情報収集・分析を行い、それらを反映しながら、ヨルダンのウェルネスクラスタ形成・振興のためのマーケティング・ブランディング戦略案を検討する。

先行事例研究・分析においては、世界における国産品・サービスのブランディング成功事例（例：ニュージーランドのキウイやインドのアーユルヴェーダ、各国の“Made in XXX（国・地域名）”キャンペーンなど）のうち、類似性が高く、ヨルダンのケースに適用性が高いものを取り上げる。加えて、世界の主要マーケットである欧米市場に一定規模の参入を果たしているヨルダン製品の成功・失敗要因や、ヨルダン及びイスラエル製死海美容・化粧品で大手企業によるマーケティング・ブランディング手法の成功・失敗要因等についても、ベンチマークとして整理し、分析する。

また、ヨルダン政府・関連組織の関連政策に関しては、特に、国産品輸出促進を目的に ACI が JCI、JFDA、JSMO 等と協力して実施中のイニシアティブ“Made in Jordan”の事業内容および進捗状況について、重点的にヒアリングを実施し把握するとともに、先方との協議を通じて効率的な連携方法を確認する。ほかにも“Economic Priorities Program 2021-2023”の元に MoITS 主導で実施される“Industry Support and Development Fund”や、“Jordan National Tourism Strategy 2021-2025”でもウェルネスツーリズムに言及されているようにヨルダン観光遺跡省（MoTA）もウェルネスツーリズムの促進に強い関心を示しているため、そのような政府の政策・戦略に合致するよう留意する。

他ドナーの関連アクティビティとしては、GIZ による Trade for Employment プロジェクトや、USAID によるウェルネスツーリズム戦略の具体的取り組み等も存在するため、各ステークホルダー間で認識の齟齬や事業の重複等が起こらないよう、最適な連携の在り方について十分な協議と連携を行う。

加えて、上記（２）の中で選定した複数の輸出ターゲット市場・顧客層におけるヨルダンのウェルネス製品・ツーリズムに対するブランド認識について、オンラインで調査を実施することで現状を把握し、そのうえでヨルダンのウェルネスブランドのコンセプトやコンテンツ、コミュニケーションプラン（発信手法、使用ツール、実施パートナー、活動内容案等）を検討する。検討時には、製品およびツーリズムの両側面を包摂・連携させることに留意する。

（５）ブランド管理体制の現状に係る情報収集・分析

マーケティング・ブランディングの実施にあたっては、（４）で検討した項目のほか、ターゲット製品の品質管理体制、認証制度・体制、およびブランド管理の体制担保が肝要であるため、ヨルダン政府による品質管理ガイドラインや各業界での体制・

実施状況、及びブランド認証機関の確認を行う。

また、ブランディングの観点から、死海美容・化粧品死海由来成分が有する美容・健康効果の有効性証明が有益であることを、研究機関等との協力により、その検証及び科学的エビデンス構築を行う。本検討にあたっては、候補となりうる機関を国内外で検討・リスト化し、そのキャパシティ及び協力の意向について先方と十分に確認・協議を行う。

(6) 輸出促進に係る連携候補企業等の具体化

ウェルネス製品の輸出拡大においては、ターゲット市場におけるターゲット顧客層への売り込み及び販売を積極的に行う仲介業者との連携が肝要である。輸入代理／販売店の連携先候補の具体化を行う上では、JETRO や在日ヨルダン大使館等の協力を仰ぎ、当該ターゲット市場で活動する関心のありそうな企業や組織を対象にした「ヨルダンウェルネス業界セミナー（仮称）」を実施し、参加者に対し、ヨルダンにおけるウェルネスクラスタ形成・振興の方針案及び戦略案に関する説明を行い、連携先候補の引き付け及びリスト化を行う。連携先候補は EC サイト運営会社や SNS を活用したインフルエンサーマーケティング会社等も含め、かつターゲット市場のターゲット顧客を掴むことを意識し、内資・外資を問わず幅広く検討すること。なお、JICA は 2021 年 2 月より楽天株式会社と包括連携協定を締結しており、同社は Earth Mall with Rakuten という EC サイトを通じて途上国産品の販路拡大を支援していることから、本件に関する連携先候補の一つとして挙げられる。

本セミナーの実施方法は、その時期の新型コロナウイルス感染状況によるものの、基本的にはオンラインを想定する。その際は、実際に対象とするウェルネス製品に関して参加者が手触り感をもって理解を深められるように可能な限り工夫を凝らすこと。

(7) 安全対策

- ① 現地業務に先立ち「JICA 安全対策措置」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録（3 ヶ月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出）する。JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練（<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>）」を確認し、JICA 安全対策研修を受講する。渡航計画を JICA に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所、在ヨルダン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。
- ② 調査団が現地渡航する際のクリアランス手続き等を確認の上、遅滞なく手続きする。現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載する。
- ③ 宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、JICA ヨルダン事務所の指定するホテルを利用する。

(8) 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた調査計画の策定

ヨルダンでは、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いているため、現地の感染状況に係る最新情報についてヨルダン事務所に確認する等の対応を徹底する

こと。また、日本帰国時における最新の水際対策措置を確認すること。現時点（2022年2月）では、ヨルダンへの入国に際しては、72時間以内に実施したPCR検査で陰性であったことの証明と入国後のPCR検査における陰性証明が求められている。本調査の実施段階における新型コロナウイルスの流行状況を現時点で予測することは困難であるが、現状と同様の措置が継続している可能性もあることから、現地渡航に際しては上記措置が必要になると仮定した要員計画及び積算を行う。また、JICAの定める「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における海外渡航 行動規範」を遵守する。調査実施期間中、ヨルダン政府の措置ないしJICAの安全対策措置により、ヨルダンへの渡航自体が不可能な状況が生じる可能性もあることから、そのような場合の調査及び協議の代替方法についても検討する。

第5条 業務の内容

上記「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえ、以下の調査を実施する。但し、以下に記した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

（1） ヨルダン政府政策・戦略等の既存情報に係る収集・整理

第4条（1）が示すとおり、インターネットや既存資料・文献、及び必要に応じ調査対象機関とのオンライン協議等を実施し、収集・分析を行う。収集にあたっては、少なくとも以下の項目を網羅すること。

- ① 政府・関連組織の体制、ステークホルダーマッピング
- ② 関連政策・戦略およびその推進体制
- ③ JICA 及び他ドナーによる既往関連案件

（2） ウェルネスクラスタ形成・振興の方針検討に係る情報収集・分析

第4条（2）および（3）が示すことに留意しながら、ヨルダンの死海美容・化粧品を中心とするウェルネス製品およびウェルネスツーリズムを軸とするウェルネスクラスタの形成・振興方針を検討する。検討を進めるうえで必要な情報について、インターネットや既存資料・文献、及び必要に応じ調査対象機関とのオンライン協議等を通じて収集・分析を行う。収集にあたっては、少なくとも以下の項目を網羅すること。

そのうえで、ここまでの国内作業による調査結果をまとめるとともに、現地調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等を検討し、インセプションレポート（案）にまとめる。インセプション・レポート（案）は、JICA 中東・欧州部のコメントを踏まえ修正し、承認を得て完成させる。

- ① ウェルネスの定義、関連工業品・サービス分野
- ② 世界のウェルネス製品の市場動向（消費者動向、想定市場規模、輸入状況等）および主要マーケットにおける認証・規制等
- ③ 世界のウェルネスツーリズムのトレンド（消費者動向、想定市場規模等）
- ④ ヨルダンにおけるウェルネスクラスタに含むターゲット製品・サービスの選定
- ⑤ ヨルダンのウェルネス製品業界に関する詳細分析（業界規模、輸出状況、認証・規制、関連各企業の事業規模・従業員数・拠点・品質・特徴等）

- ⑥ ヨルダンのウェルネスツーリズム業界に関する詳細分析（トレンド、業界規模、ウェルネスツーリズムを目的とした観光の割合、関連各企業の事業規模・従業員数・拠点・品質・特徴等）
- ⑦ 想定される輸出ターゲット市場・顧客およびその優先順位
- ⑧ ウェルネスクラスタ支援による経済波及効果および開発効果
- ⑨ 日本による過去の観光協力とウェルネスツーリズムの連携・相乗効果

（3） マーケティング・ブランディング戦略案の策定に係る情報収集・分析

第4条（4）が示すとおり、関連する先行事例の成功・失敗要因分析や、ヨルダン政府・関連組織の関連政策および他ドナーの活動状況等のヒアリング・協議を行うとともに、輸出ターゲット市場・顧客層におけるヨルダンのウェルネス製品・ツーリズムへのブランド認識調査（オンライン）を実施し、ヨルダンのウェルネスクラスタ形成・振興のためのマーケティング・ブランディング戦略案を検討する。具体的には、少なくとも以下の項目を網羅するように情報の収集・分析を行う。

- ① ブランドの基本概念とその必要性・意義
- ② 世界における国産品・観光ブランディング成功事例および教訓（ブランド構築のメカニズム、手法、具体的活動例）
- ③ ヨルダンのウェルネス製品の欧米・中東市場への参入事例および教訓（成功・失敗要因分析）
- ④ ヨルダン製死海美容・化粧品大手企業によるマーケティング・ブランディング手法と現在の状況
- ⑤ イスラエル製死海美容・化粧品大手企業によるマーケティング・ブランディング手法と現在の状況
- ⑥ ターゲット市場・顧客層におけるヨルダンウェルネス製品ブランド認識状況
- ⑦ ターゲット市場・顧客層におけるヨルダンウェルネスツーリズムブランド認識状況
- ⑧ ブランドコンセプト・コンテンツ
- ⑨ ブランドコミュニケーションプラン

（4） 品質管理計画案の検討に係る情報収集・分析

第4条（5）が示すとおり、ヨルダン政府による品質管理ガイドラインや各業界での体制・実施状況、及びブランド認証機関の確認を行う。具体的には、少なくとも以下の項目を網羅するように情報の収集・分析を行う。

また、ブランディングの観点から、死海美容・化粧品の死海由来成分が有する美容・健康効果の有効性証明が有益であることを、研究機関等との協力により、その検証及び科学的エビデンス構築を行う。本検討にあたっては、候補となりうる機関を国内外で検討・リスト化し、そのキャパシティ及び協力の意向について先方と十分に確認・協議を行う。

- ① ターゲット製品の品質管理体制、認証制度・体制
- ② ターゲットサービスの品質管理体制、認証制度・体制
- ③ ブランド認証制度・体制
- ④ ウェルネス製品の美容・健康への有効性証明（医学的アプローチによる認証制度、連携候補機関情報）

(5) インテリム・レポートの作成

上記(1)～(4)の業務に係る実施結果および総括をインテリム・レポートにまとめ、JICA中東・欧州部に提出の上、コメントを得る。コメントに基づき、同レポートを修正し、承認を得て完成させること。

(6) 輸出促進に係る連携候補企業等の具体化

第4条(6)が示す通りに「ヨルダンウェルネス業界セミナー(仮称)」を実施し、輸出ターゲット市場におけるターゲット顧客への輸出・販売促進を行う仲介業者の関心を引き付け、企業名、担当者名、連絡先、関心度合い等の情報を合わせて、有力候補出しを行う。

(7) 今後の当該分野における協力の方向性の検討

(1)～(6)の調査結果を踏まえ、ヨルダンにおけるウェルネスクラスタ形成・振興に向けたマーケティング・ブランディング戦略の方向性や具体策を下記3項目の観点より取りまとめる。

- ① ブランド管理支援
- ② 輸出市場開拓・促進支援
- ③ ウェルネス製品およびツーリズムの品質管理支援

(8) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

上記(1)～(7)の業務に係る実施結果および総括をドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、JICA中東・欧州部に提出する。提出時に、JICA関係部署とオンライン会議を開催し、コメントを取り付ける。

また同時に、ヨルダンにおけるウェルネスクラスタ形成・振興の方針、マーケティング・ブランディング戦略、および今後の協力の方向性について、MoITSをはじめとする主要ステークホルダーに対しオンラインで説明を行い、最終的な内容につき認識共有をするとともにコメントを得る。なお、説明対象としての主要ステークホルダーの範囲については、JICA中東・欧州部に事前に提案し、確認を取る。

これらのコメントを反映した更新版を作成し、JICA中東・欧州部の了解を得る。

(9) ファイナル・レポートの提出

(8)を踏まえてファイナル・レポートを作成し、JICA中東・欧州部へ提出する。

第6条 報告書及び提出物等

(1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、4)を最終成果品とし、提出期限は、2023年1月13日を予定している。

1) 業務計画書

- ◇ 記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等
- ◇ 提出期限：契約締結後10営業日以内
- ◇ 部数：和文3部、電子データ(PDF形式、Word形式)

2) インセプション・レポート

- ◇ 記載事項：国内作業による調査結果、現地調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内等
- ◇ 提出期限：現地調査（現地再委託または現地傭人の活用によるリモート調査含む）開始3週間前
- ◇ 部数：和文3部、英文3部、電子データ（PDF形式、Word形式）

3) インテリム・レポート

- ◇ 記載事項：現地作業結果全体成果
- ◇ 提出期限：2022年10月下旬を想定
- ◇ 部数：和文3部、英文3部、電子データ（PDF形式、Word形式）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

- ◇ 記載事項：セミナー実施結果を含む調査結果全体成果
- ◇ 提出期限：2022年12月上旬を想定
- ◇ 部数：和文3部、英文3部、電子データ（PDF形式、Word形式）

4) ファイナル・レポート

- ◇ 記載事項：調査結果全体成果
- ◇ 提出期限：2023年1月13日
- ◇ 部数：和文3部、英文3部、電子データ（PDF形式、Word形式）

※報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。国会図書館やJICA図書館における公開資料となることを鑑み、品質の担保に必要な校閲を必ずかけることとする。表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

※本調査のファイナル・レポートは原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報（例：個別企業財務情報等）を含む場合は、JICAとの協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱う。

（2）調査報告書の仕様

調査報告書のうち1)～4)は原則として簡易製本とする。報告書類の印刷、電子化については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する

るガイドライン」を参照する。また、3) 及び4) の各報告書は10 ページ程度にとりまとめた要約版を作成し、各報告書の巻頭に含めることとする。

(3) その他の提出物

1) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは、分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものには、情報源として使用した URL を記載する。

2) 議事録等

先方政府との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかに JICA 中東・欧州部に提出する。

3) 調査業務報告書

JICA の規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月 15 日までに発注者に提出する。

4) 再委託契約の成果品

再委託契約により実施した調査等の成果品があれば、発注者へ提出する。

5) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

報告書（成果品）目次案

略語一覧

図表一覧

要約

第1章：イントロダクション

- 1-1. 本調査の背景
- 1-2. 本調査の目的および範囲

第2章：ヨルダン政府政策・戦略等の既存情報に係る収集・整理

- 2-1. 政府・関連組織の体制、ステークホルダーマッピング
- 2-2. 関連政策・戦略およびその推進体制
- 2-3. JICA及び他ドナーによる既往関連案件

第3章：ウェルネスクラスタ形成・振興の方針

- 3-1. ウェルネスの定義
- 3-2. 世界のウェルネス業界
 - 3-2-1. ウェルネス製品市場動向および主要市場における認証・規制等
 - 3-2-2. ウェルネスツーリズムのトレンド
- 3-3. ヨルダンにおけるウェルネス業界
 - 3-3-1. ヨルダンのウェルネスクラスタ製品・サービスの選定
 - 3-3-2. ウェルネス製品及び同業界に関する詳細分析
 - 3-3-3. ウェルネスツーリズム及び同業界に関する詳細分析
- 3-4. 輸出ターゲット市場・顧客の特定およびその優先順位
- 3-5. ウェルネスクラスタ支援による経済波及効果および開発効果
- 3-6. 日本による過去の観光協力とウェルネスツーリズムの連携・相乗効果

第4章：マーケティング・ブランディング戦略案

- 4-1. ブランドの基本概念
- 4-2. 先行事例
 - 4-2-1. 世界における国産品・観光ブランディング成功事例・教訓
 - 4-2-2. ヨルダンのウェルネス製品の欧米・中東市場への参入事例・教訓
 - 4-2-3. ヨルダン製死海美容・化粧品大手企業によるマーケティング・ブランディング手法と現在の状況
 - 4-2-4. イスラエル製死海美容・化粧品大手企業によるマーケティング・ブランディング手法と現在の状況
- 4-3. ターゲット市場・顧客層におけるヨルダンウェルネス製品・ツーリズムに対するブランド認識状況
- 4-4. ブランドコンセプト・コンテンツ
- 4-5. ブランドコミュニケーションプラン

第5章：ブランド管理体制

- 5-1. ターゲット製品の品質管理体制、認証制度・体制
- 5-2. ターゲットサービスの品質管理体制、認証制度・体制

- 5-3. ブランド認証制度・体制
- 5-4. ウェルネス製品の美容・健康への有効性証明
 - 5-3-1. 医学的アプローチによるブランド強化
 - 5-3-2. 連携候補機関情報

第6章：輸出促進に係る連携候補企業等の具体化

- 6-1. 「ヨルダンウェルネス業界セミナー」報告
- 6-2. 連携候補企業リスト

第7章：今後の当該分野における協力の方向性

- 7-1. ブランディング戦略実行支援
- 7-2. 輸出市場開拓・促進支援
- 7-3. ウェルネス製品およびツーリズムのブランド管理支援

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年6月に業務を開始し、2023年1月に最終成果品をJICAに提出することを想定している。各業務工程の期間は目安として記載しているが、状況により変動が見込まれる場合は、JICA 中東・欧州部と都度相談をすること。

① 国内調査（2022年6月上旬～7月下旬）

(ア) 本調査の全体像を把握した上で、調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等を検討し、業務計画書を作成し、JICA に提出する。

(イ) 先方政府による政策文書及び他ドナーによる既存報告書、その他公開されている情報から、ヨルダンにおけるウェルネスクラスタ形成・振興の方向性を検討し、追加調査が必要な情報を収集する。以下資料は、本調査の前提となる資料である。

1. Jordan Vision2025 (Government of Jordan)

<https://jordankmportal.com/resources/jordan-2025-a-national-vision-and-strategy>

2. Jordan Economic Priorities Program (2021-2023) (Government of Jordan)

https://mop.gov.jo/EBV4.0/Root_Storage/EN/EB_Info_Page/english_final_16-9_website.pdf

3. Jordan Tourism Strategy 2021 to 2025 (MoTA)

https://procurement-notices.undp.org/view_file.cfm?doc_id=267337

4. A Guide to Leisure and Wellness in Jordan (JTB)

https://www.myjordanjourney.com/hubfs/EBOOK/File/JTB%202017%20-%20Leisure_Wellness_Brochure.pdf

5. ヨルダン国貿易振興・投資促進にかかる情報収集・確認調査 (JICA)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12366878.pdf>

6. Value Chain Analysis of the Chemical Industry in Jordan (GIZ)

<https://www.giz.de/en/downloads/Value%20Chain%20Analysis%20of%20the%20Chemicals%20Industry%20in%20Jordan.pdf>

※他ドナー報告書ながら、死海美容・化粧品全体の全体像把握に最適。

7. Wellness is in Our Nature – An Assessment of Jordan’s Wellness Tourism Potential (USAID)

https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PA00WPH2.pdf

※他ドナーによるペーパーだが、ウェルネスに関連する先行レポートとして把握されるべきもの。

- (ウ) 必要に応じ、先方政府及び関係機関、企業、他ドナー等への遠隔でのヒアリングを通して情報収集を行う。
- (エ) 以上の国内作業による調査結果を取り纏め、現地調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内等も含めたインセプション・レポートを作成する。
- (オ) 日本人コンサルタント渡航前に、ローカルコンサルタントを通じて現地調査に必要な事前の情報収集や関係者間の調整（アポ取り等含む）を実施する。

② 現地調査（2022年8月上旬～10月中旬）

- (ア) インセプション・レポートの内容を先方政府及びACIを始めとする関係機関に説明したうえで、追加の情報収集項目について共有し、協議を通じて分析し、明らかにする。
- (イ) 必要に応じ、ウェルネスクラスターに関連するセクターで事業を実施している他ドナー（GIZ、USAID、世界銀行等）へのヒアリングを行い、関連事業の情報を収集しながら協議を行う。
- (ウ) 帰国後に実施する「ヨルダンウェルネス業界セミナー（仮称）」の開催準備を行う。
- (エ) 現地調査における業務内容及び調査結果について、JICAヨルダン事務所および中東・欧州部へオンライン会議にて報告する。

③ 国内整理作業（2022年10月下旬～2023年1月上旬）

- (ア) 現地調査結果および総括をインテリム・レポートにまとめ、JICA中東・欧州部に提出の上、コメントを得る。コメントに基づき、同レポートを修正し、承認を得て完成させること。
- (イ) 「ヨルダンウェルネス業界セミナー（仮称）」を実施し、死海美容・化粧品等ウェルネス製品の輸入代理／販売店候補となり得る企業等をリスト化する。
- (ウ) 上記を踏まえ、今後の当該分野における協力の方向性について分析し、取りまとめる。
- (エ) 調査結果全体成果および総括をドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、JICA中東・欧州部に提出する。提出時に、JICA関係部署とオンライン会議を開催し、コメントを取り付ける。
- (オ) 同時に、先方政府・関連機関に対してドラフト・ファイナル・レポートの内容をオンライン会議にて説明し、認識共有を行う。そこで取り付けたコメントを反映したものを、ファイナル・レポート（日・英）としてまとめ、JICA中東・欧州部へ提出する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 20 人月（現地：10 人月、国内 10 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／クラスター戦略立案（2号）
- ② 輸出促進／ブランディング戦略（3号）
- ③ 市場・消費者動向／マーケティング戦略
- ④ 協業企業調査／組織連携

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ヨルダンの死海美容・化粧品等ウェルネス製品及びウェルネスツーリズム関連企業の基礎情報
- 現地調査に向けて必要な現地関係者間の調整（アポ取り等含む）
- ターゲット市場・顧客層におけるヨルダンのウェルネス製品・ツーリズムブランド認知調査
- 「ヨルダンウェルネス業界セミナー（仮称）」の実施準備・調整

現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(4) 対象国の便宜供与

執務スペース（MoITS もしく ACI 内）

※ネット環境はあるものと想定されています

(5) その他留意事項（安全管理）

第3章第4条（7）を参照のこと。